

令和6年4月11日 第4回農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年4月11日（月）

開会時刻：10時00分 閉会時刻：10時30分

2. 早島町役場 2階第一会議室

3. 出席委員

1 番 増田 利之

2 番 安原 輝夫

3 番 佐藤 周二

4 番 林 正

5 番 栗坂 一郎

6 番 眞鍋 和崇

7 番 佐藤 一義

8 番 日笠 太（会長）

9 番 原 勝

推進委員 水畑 徳子

推進委員 齊藤 啓子

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第11号 基盤強化法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 令和6年度最適化活動の目標の設定等案について

7. 農業委員会事務局員

事務局長 猪木 浩二

書記 上化田 圭一

書記 杉本 和也

書記 廣畑 卓也

事務局長（猪木 浩二君）

ただいまから令和6年第4回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員 9 名、欠席委員 0 名でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条により、在任委員の過半数の方がご出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、以降の議事進行は日笠会長によりしくお願いいたします。

議長（目笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（目笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、2番の安原 輝夫委員、3番の佐藤 周二委員にお願いします。

【兩委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程１の議案第１１号 基盤強化法附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。なお、番号１から３について、４番 林 正委員は利害関係人でありますので、林委員には一時退室を求めます。

【林委員退室】

議長（目筈 太君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書 2 ページから 3 ページをご覧ください。番号 1 から 3 については近接地の案件でありますので併せてご説明します。

まず番号１について、農地の所在は前潟字七ノ割●●●番、地目が田、面積が２，１０９㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は大阪府大阪市住吉区住吉●●●●●●●●●●●●●●●●にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの● ●さんであり、農地中間管理事業による

貸付となっております。こちらは利用権の再設定であり、権利の期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までです。位置図は4ページです。

続いて番号2について、農地の所在は前潟字拾壺ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,492㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、貸付人は早島町前潟●●●番地●にお住いの●●●●●さん、借受人は●●●●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらも利用権の再設定であり、権利の期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までです。位置図は4ページです。

続いて番号3について、農地の所在は前潟字拾壺ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,362㎡、前潟字拾壺ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,275㎡で合計2筆、2,637㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は●●●●●さん、借受人は●●●●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらも利用権の再設定であり、権利の期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までです。位置図は4ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を5番 栗坂 一郎委員からよろしくをお願いします。

5番（栗坂 一郎君）

申請番号1～3番につきまして、4月9日に現地確認を行いました。4月に入ってから非常に雨が多くまだ田んぼとしては何もしていない状態だが、これまでの様子から問題はないと思います。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第11号・番号1から3については承認した

いと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第11号・番号1から3は承認されました。
ここで林委員の入室を認めます。

【林委員入室】

議長（日笠 太君）

続いて番号4を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書3ページをご覧ください。番号4について、農地の所在は前潟字三ノ割●●●番●、地目が田、面積が1,014㎡です。利用権の種類は賃貸借権で、貸付人は早島町前潟●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらは利用権の再設定であり、権利の期間は令和6年5月1日から令和9年4月30日までです。位置図は5ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を5番 栗坂 一郎委員からよろしくをお願いします。

5番（栗坂 一郎君）

4月9日に現地確認を行いました。場所は●●●●●のすぐ●になります。この田も何もされていないが、今までずっとされていたので問題ないと思います。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第11号・番号4については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第11号・番号4は承認されました。続いて番号5を議題といたします。なお、番号5ついて、5番 栗坂 一郎委員は利害関係人でありますので、栗坂委員には一時退室を求めます。

【栗坂委員退室】

議長（日笠 太君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書6ページをご覧ください。番号5について、農地の所在は前潟字三ノ割●●●番●、地目が田、面積が725㎡、前潟字三ノ割●●●番●、地目が田、面積が380㎡、早島字荒樋●●●●番●、地目が田、面積が519㎡、早島字畑岡●●●●番、地目が田、面積が1398㎡で合計4筆、3,022㎡です。貸付人は早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●さん、借受人は早島町前潟●●●番地●にお住いの●● ●●さんであり、農地中間管理事業による貸付となっております。こちらは利用権の新規設定であり、権利の期間は令和6年5月1日から令和12年4月30日までです。位置図は5ページと7ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して前潟地区の現地確認の結果を9番 原 勝委員からよろしくお願いします。

9番（原 勝君）

4月10日に現地確認を行いました。場所は●●●●●の●、●●●●●へ

●に行ったところの突き当りの右の角です。すでにきれいに整備されており周りも水田で、問題はないと思います。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。続いて早島地区の現地確認の結果を7番 佐藤一義委員からよろしくお願いします。

7番（佐藤 一義君）

場所は●●●●と●●●●の間が1カ所と、●●●●●●●●●●のすぐ●●の2カ所になっています。●● ●さんが去年まで農業をされていたが、今年から辞められるということで新規貸付になっています。前潟と同じようにきれいに耕作されており問題はありません。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第11号・番号5については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第11号・番号5は承認されました。ここで栗坂委員の入室を認めます。

【栗坂委員入室】

議長（日笠 太君）

続きまして、日程2の議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に

ついてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書 8 ページをご覧ください。議案第 12 号番号 1 について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は前潟字西ノ内●●●●番●、地目が田、面積が 765 m²です。譲渡人は早島町前潟●●●●番地にお住いの●● ●さん、譲受人は倉敷市西田●●●番地●にお住いの●● ●●さんであり、申請事由につきまして、譲渡人は農業廃止によるもの、譲受人は増反によるものとなっております。位置図は 9 ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を 9 番 原 勝委員からよろしくをお願いします。

9 番（原 勝君）

4 月 10 日に現地確認を行いました。場所は●●●●●●●の●にあたります。横に●●さんの田んぼがあり、続いて耕作されるということで綺麗に整備されていて、別段問題はありません。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 12 号・番号 1 については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 12 号・番号 1 については許可されました。

続きまして、日程３の議案第１３号 令和６年度最適化活動の目標の設定等案についてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書１０ページをご覧ください。第３回農業委員会において、令和６年度最適化活動の目標の設定等案についてご審議いただいたところ、眞鍋委員より、令和６年度に開催される早島農業振興地域整備計画見直し協議会において、本委員会からも構成員を選出していることから、見直しにあたって必要な提言を行うことを明記するべきであるのご意見をいただきました。そこでⅡの３その他の活動目標に「今年度開催される早島農業振興地域整備計画見直し協議会において、早島町農業の健全な発展が図れるような提言を行う。」と明記させていただきました。該当のページは１３ページです。加筆個所を赤字で示しております。修正した目標の設定等案について今一度ご審議いただければと思います。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

３番（佐藤 周二君）

「図れるような」というのは何か意味があるのか。文書であれば、「早島町農業の健全な発展が図るための提言を行う」とスッキリさせた方がいいのではないか。

事務局長（猪木 浩二君）

抽象的なものよりも「図るための」とした方が、おっしゃる通りいいと思います。

６番（眞鍋 和崇君）

直していただいてありがとうございました。次回に諮らず、この文言で決定としていただければと思います。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案１３号については事務局案で決定したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第１３号については事務局案で決定されました。

それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書１４ページをご覧ください。次回の農業委員会は５月１３日、月曜日、１０時からを予定しております。場所は２階の第一会議室です。また議案書を送付いたしますのでご確認ください。

以上でその他の報告事項を終わります。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和６年第４回早島町農業委員会を閉会いたします。